

議第四号

徳島県議会委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年三月十九日

提 出 者

北 島 勝 也
三 木 亨
竹 内 資 浩
川 端 正 義
樫 本 孝
木 南 征 美
嘉 見 博 之
重 清 佳 之
庄 野 昌 彦
黒 川 征 一

徳島県議会議長

岡 本 富 治 殿

徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例

徳島県議会委員会条例（昭和三十四年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「企画総務部」を「政策創造部、経営戦略部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の徳島県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）に規定する総務委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の徳島県議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する総務委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会に付議されている請願その他の事件は、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

提案理由

徳島県部等設置条例の一部が改正されたことに伴い、常任委員会について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。